

私たちの大切な 地域医療を守るために

住民・医療者・行政が一体となり、「地域医療」を守っていくため、様々な情報を発信します



平成28年4月1日から横山前所長に変わり、木下大所長が就任されました。

〈木下大所長の経歴〉

自治医科大学出身
 【平成24年】
 徳島県立中央病院初期研修医
 【平成26年】
 三好病院整形外科
 【平成28年】 現職
 専門は整形外科です。

三好市国民健康保険西祖谷山村診療所
 新所長 木下大先生をご紹介します



〈先生からのメッセージ〉

はじめまして。西祖谷山村診療所・東祖谷診療所に着任しました木下大と申します。

私は平成26年より2年間三好病院で勤務し、その間、週に1日西祖谷と東祖谷の診療所で診療させていただいていました。本年4月から新所長として診療を開始しておりますが、これまで関わってきた多くの方々が声を掛けてくださったのを本当に嬉しく思います。

住民の皆さまがこの地域で安心して暮らせるよう、また皆さまの健康増進に寄与できるように、スタッフと共に全力で診療していきたいと思う次第です。どんな些細なことでも構いません。健康のことでも不安なことなどありましたら、いつでもご相談ください。よろしくお願いいたします。

地域医療の充実に向けて
 三好病院を応援する会の活動

5月11日、三好市役所において「三好病院を応援する会」総会が開催されました。

「三好病院を応援する会」は、私たち住民の安心・安全を支える地域医療を守るために私たちにできることから取り組もうと、三好市・東みよし町の老人クラブ連合会、婦人団体連合会、身体障害者会、民生児童委員連絡協議会それぞれの会長が代表者となり設立された組織です。平成28年度は、認知症をテーマに三好病院と共催で市民公開講座を開くなど、地域の皆さんと今後の医療や介護、福祉を考える勉強会の開催など事業が進められます。住友正幸院長からは「地域の皆さんの意見を大切に、地域に密着した役割を果たしていきたい」と話され、地域医療の充実に向け、活発な意見交換が行われました。

※「三好病院を応援する会」は、みよし広域連合三好地区広域振興事業費補助金により活動しています。



各診療所からのお知らせ

診療時間、担当医につきましては、下記のとおりとなっておりますので、ご確認の上、受診ください。なお、診療時間に変更になる場合がありますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

診療所	受付時間	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜
東祖谷診療所 ☎ 88-2300	9時30分～11時30分	休診	県立三好病院 近藤医師	県立三好病院 森本医師	休診	木下所長
	13時～16時					往診
西祖谷山村診療所 ☎ 87-2360	8時30分～11時30分 ※火・水は9時から	木下所長	川島病院医師 (隔週交替)	川島病院医師 (隔週交替)	木下所長	県立三好病院 佐古医師
	13時～17時					往診担当 木下所長
大歩危診療所 ☎ 84-1021	8時30分～12時	林所長	林所長	林所長	林所長	林所長
	13時～17時					

地域おこし協力隊 活動報告



たくと 井上琢斗

生活にもそろそろ慣れてきました。最近では三野や辻、西山や落合峠など自転車でいろんなところへ行っています。豊かな自然を感じながらのサイクリングができる三好市は素敵なおとこだと思っています。これからはいろいろなところへ行こうと思っています！



ゆみ 加藤有美

こんにちは。移住して2か月が経ち、少しずつ三好市のことがわかってきました。

剣山の山開きでは、山頂まで登り、貴重な体験ができました。とても寒かったけれど・・・。また、各地でそば打ち、お茶摘みなど初めてのことを楽しみながら学んでいます！



たかや 福田喬也

5月はお茶摘みが盛んに行われていて、お手伝いもしつつ、写真も撮りつつ、市内を回らせていただきました。お茶の良い匂いが漂って、まさに新茶の時期としみじみと感じています。

今からはたくさん夏の野菜が見えることを楽しみにして、各地を回っていきたく思いますので、ぜひお声をかけてください♪

活動報告会 ～これからのについて～

移住・着任から3か月、私たちが見た三好市について報告し、地域おこしに関する意見交換の場になりたいと思います。お気軽にお越しください。事前申し込みは不要です。

【日時】6月29日(水) 10時～12時

【場所】三好市役所第二分庁舎会議室

【お問い合わせ先】三好市役所地方創生推進課 (☎ 72-7607)



国民健康保険税の制度が一部変わります

軽減対象世帯の拡大

保険税の軽減の基準となる所得額が引き上げられ、次のとおり軽減対象者の範囲が拡大されました。

世帯の所得金額が、次の金額以下の場合対象となります。

- 5割軽減の拡大
- 【これまで】33万円+26万円×(被保険者数および特定同一世帯所属者数)
- 【改正後】33万円+26万5千円×(被保険者数および特定同一世帯所属者数)

2割軽減の拡大

- 【これまで】33万円+47万円×(被保険者数および特定同一世帯所属者数)
 - 【改正後】33万円+48万円×(被保険者数および特定同一世帯所属者数)
- ※特定同一世帯所属者とは
 国保から後期高齢者医療制度へ移行された方のうち、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一世帯に属する方をいいます。

課税限度額の変更

保険税の世帯当たりの課税限度額が引き上げられました。一定以上の所得の方の保険負担は、一律で課税限度額までとなっています。

- 医療分
- 【これまで】52万円
- 【改正後】54万円
- 後期高齢者支援分
- 【これまで】17万円
- 【改正後】19万円



お問い合わせ先
 三好市役所税務課
 (☎ 72・7615)